

議案第100号

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例

東海道かわさき宿交流館条例（平成24年川崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

種 別		利 用 料				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	
集会室 （附帯 設備を 含む。）	区画しない場 合	2,950円	3,960円	5,290円	12,200円	
	区画 する 場合	第1集 会室	1,220円	1,620円	2,240円	5,080円
		第2集 会室（ス テージ を含む。）	1,730円	2,340円	3,050円	7,120円
談話室（附帯設備を含 む。）		300円	500円	710円	1,510円	

別表備考第1項中「2割増相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨

てる。) 」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

東海道かわさき宿交流館の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。